

一般取引条件

お客様は、一般社団法人 FLIP コンソーシアム（以下「FLIP コンソーシアム」）に FLIP ROSE ver.7 シリーズアカデミックディスカウント版（以下「本製品」）の購入または FLIP ROSE ver.7 シリーズ サポートサービス契約（以下「サポートサービス契約」）を申し込む前にこの一般取引条件（以下「本条件」）をよく読み理解する必要があります。本条件は、本製品の購入およびサポートサービス契約を申し込んだお客様に適用されます。本製品の購入にあたっては、エンドユーザー使用許諾契約書（以下「使用許諾契約書」）を、またサポートサービス契約の申し込みにあつては、サポートサービス契約をよくお読みください。

第1条 購入資格

- （1）本製品の購入を申し込むことができるのは、本製品の使用許諾契約書にて本製品を使用できる者として FLIP コンソーシアムが指定する法人、団体または個人（以下「お客様」）とします。
- （2）お客様は、お客様の使用以外の目的で本製品の購入を申し込むことはできません。本製品を第三者に売却、レンタル、リース、譲渡したり使用させたりすることもできません。
- （3）お客様以外の第三者が、お客様の代わりに本製品の購入に関する手続きの全部または一部を行うことはできません。
- （4）お客様が本製品の購入を申し込む場合は、教育機関または公的研究機関の日本語もしくは英語の教職員証、学生証、在籍証明書の写し等 FLIP コンソーシアムが定める証明書を提出しなければなりません。お客様が提出した証明書によって FLIP コンソーシアムがお客様の購入資格を確認できない場合、お客様の在籍する機関に在籍確認を行うことがあります。

第2条 製品

- （1）本製品とは、使用許諾契約書にて定める製品のことをいいます。
- （2）お客様は、本製品の購入を申込み際に、本製品の言語として英語または日本語のどちらか一つを選択するものとします。

第3条 サポートサービス

お客様は、本製品に関して FLIP コンソーシアムとサポートサービス契約を結ぶことにより、サポートサービス契約に定めるサービスを受けることができます。サポートサービスの契約期間はサポートサービス契約にて定める期間とします。

第4条 料金

- （1）本製品についての使用許諾料金、サポートサービス料金、サポートサービスへの再登録手数料（以下「再登録手数料」）、その他の料金は、別途 FLIP コンソーシアム様式の見積書または請求書にて定めるものとします。
- （2）日本国外の取引（以下「国外取引」）における本製品の見積書および請求書に記載された金額は税金、輸入税、源泉所得税、付加価値税およびその他追加でかかる費用（以下「その他

国外取引費用)を全て除きます。お客様は、本製品の到着地税関および関連機関の判断により本製品のその他国外取引費用が発生する場合があること、および FLIP コンソーシアムではその他国外費用について事前に確認または判断できないことを承諾するものとします。その他国外取引費用は全てお客様の負担とします。

- (3) 国外取引において、お客様は、お客様の指定する製品の送り先に応じて別途「発送手数料表」に定める発送手数料を支払うものとします。発送手数料には、FLIP コンソーシアムの事務所からお客様の指定する住所までの本製品の送料が含まれます。ただし、本条件第7条(3)または使用許諾契約書第8条(3)の場合の送料は、FLIP コンソーシアムが負担します。
- (4) 日本国内の取引(以下「国内取引」)における本製品に関する送料(書類等の郵送料を含む)は、本条件第7条(1)または使用許諾契約書第8条(2)の場合を除き、FLIP コンソーシアムが負担します。
- (5) 本製品の購入時に加入するサポートサービスについては、サポートサービス料金を無料とします。ただし、サポートサービス契約更新時のサポートサービス料金は有料とします。

第5条 支払

- (1) お客様は、請求書に記載された FLIP コンソーシアムの指定する口座へ振込または電子送金する方法により請求書に記載された金額の全額を事前に支払わなければなりません。
- (2) お客様が教育機関または公的研究機関の公費で本製品を購入する場合、国内取引に限り、原則として本製品が納品された日の次月末日までに使用許諾料金を FLIP コンソーシアムに支払うことができるものとします。
- (3) お客様が教育機関または公的機関の公費でサポートサービス料金または再登録手数料を支払う場合、国内取引に限り、原則として FLIP コンソーシアムがサポートサービス加入者専用サイト(以下「サポート会員サイト」)へのログイン ID およびパスワードをお客様に発行した日の次月末日までにサポートサービス料金または再登録手数料を支払うことができるものとします。
- (4) 振込または送金にかかる手数料は全てお客様の負担とします。

第6条 キャンセル

- (1) 本製品の購入またはサポートサービス契約の申し込みのキャンセルを希望する場合は、FLIP コンソーシアムに速やかにその旨を申し出て、FLIP コンソーシアムの承諾を得るものとします。FLIP コンソーシアムがお客様のキャンセルを承諾する場合、お客様はキャンセルに伴って生じた費用がある場合にはその費用を FLIP コンソーシアムに支払うことに同意するものとします。
- (2) 本条件第7条(1)の場合を除き、お客様が本製品の使用許諾料金またはサポートサービス料金を振込もしくは送金した後は本製品の購入またはサポートサービス契約の申込みはキャンセルできないものとします。

第7条 返品、交換

- (1) 個人のお客様は、本製品が未開封かつお客様がサポート会員サイトにログインする前である場合に限り、本製品を受け取ってから14日以内に FLIP コンソーシアムに本製品の返品請求を行うことができます。その際、本製品の返品にかかる送料はお客様負担とし、可能な限り FLIP コンソ

ーシアムから送られた梱包状態のまま返品がなされるものとします。FLIP コンソーシアムはお客様から製品が返品された後、お客様が既に支払った使用許諾料金から振込または電子送金にかかる手数料を差し引いた金額を返金します。なお、お客様から返品された製品が、お客様の故意もしくは過失にもとづき破損していると認められる場合、または全ての同梱物が返品されない場合、FLIP コンソーシアムは製品の返品をお断りする場合があります。

- (2) 前項の規定にかかわらず、法人のお客様はいかなる場合も FLIP コンソーシアムに本製品を返品できないものとします。
- (3) お客様が受け取った本製品のプロテクトキーに破損、汚損もしくは欠陥があった場合、またはお客様が通常に使用する上で本製品を受領後 30 日以内に本製品のプロテクトキーが破損、故障した場合、本製品を受領後 30 日以内に FLIP コンソーシアムに連絡するものとします。その場合、破損、故障した本製品のプロテクトキー現品と交換の上、無償で同等のプロテクトキーの再発行を行います。ただし、お客様の故意または過失にもとづき破損、故障したと認められる場合は、無償での再発行は行いません。
- (4) 前項に定める期間を過ぎた後の本製品のプロテクトキーの交換については、別途使用許諾契約書にて定めるものとします。

第 8 条 返金

- (1) お客様は、前条（1）の場合を除き、既に支払った本製品の使用許諾料金、サポートサービス料金、再登録手数料およびその他の料金は返金されないことに同意するものとします。
- (2) サポート契約期間内にお客様がサポートサービス契約を解約した場合またはサポートサービス契約が終了した場合、お客様は既に支払ったサポートサービス料金は一切返金されないことに同意するものとします。

第 9 条 提供方法

- (1) FLIP コンソーシアムは、お客様から本製品に係る請求書に記載された金額の全額支払いを受けた日より 14 営業日以内に FLIP コンソーシアムが了承したお客様の指定する住所に本製品のプロテクトキー並びにサポート会員サイトへのログイン ID およびパスワードを記載した通知書（以下「ID・パスワード通知書」）を発送します。
- (2) プロテクトキーを除く本製品は、サポート会員サイトよりダウンロードする形式で提供されます。
- (3) プロテクトキーを除く本製品のダウンロード有効期間は、サポートサービス契約期間内またはお客様が本製品を購入時に FLIP コンソーシアムがサポート会員サイトへのログイン ID およびパスワードを発行した日より 6 カ月以内とします。
- (4) 国外取引においては、FLIP コンソーシアムは本製品のプロテクトキーを最新のインコタームズに基づき「CPT(見積書および請求書に記載の指定仕向地)」にて引き渡すものとします。
- (5) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの通常の梱包方法・発送方法にて、本製品のプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を発送します。
- (6) お客様がサポートサービス契約の更新を希望した場合、FLIP コンソーシアムはサポートサービス契約に定める期間中に更新後のサポート会員サイトへのログイン ID およびパスワードを通知します。

- (7) お客様がサポートサービス契約の再登録を申し込んだ場合、FLIP コンソーシアムはサポートサービス契約に定める再登録手続きを完了後 14 営業日以内に、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレスにサポート会員サイトへのログイン ID およびパスワードを通知します。

第 10 条 申込み内容の虚偽

- (1) お客様が購入申込時に提出した教育機関または公的研究機関の教職員証、学生証、在籍証明書等の写し等に虚偽があることが判明した場合、FLIP コンソーシアムはお客様の同意なく別途締結する使用許諾契約およびサポートサービス契約を解除することができるものとします。
- (2) 前項において、既にお客様が本製品を受け取っている場合は、お客様は本製品を全て FLIP コンソーシアムに返却または破棄し、本製品に対して支払った料金その他費用およびサポート料は返金されないことに同意するものとします。
- (3) 第 1 項において、お客様がサポートサービス契約に加入している場合は、お客様は FLIP コンソーシアムがサポート会員サイトへのお客様のログイン ID およびパスワードを無効とすることに同意するものとします。

第 11 条 紛失および損傷

- (1) 本製品のプロテクトキー並びに ID・パスワード通知書の紛失および損傷に関するリスクは、FLIP コンソーシアムが FLIP コンソーシアムの事務所で本製品のプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を運送業者に引き渡した時点で、お客様に移転します。お客様が指定する場所に送ったプロテクトキーまたは ID・パスワード通知書の受け取りを怠ったり、お客様が必要な指示を怠ったことにより FLIP コンソーシアムがプロテクトキーまたは ID・パスワード通知書を納品できない場合、(i) プロテクトキーまたは ID・パスワード通知書はお客様に引き渡されたものとみなされ、(ii) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの判断で、お客様がプロテクトキーまたは ID・パスワード通知書を受け取るまでプロテクトキーまたは ID・パスワード通知書を保管することができます。その際、お客様の不履行により生じた全ての費用はお客様の負担とします。
- (2) お客様がサポートサービス契約を更新または再登録した場合、FLIP コンソーシアムがお客様に更新後または再登録後のログイン ID およびパスワードを電子メールで送信した時点で、ログイン ID およびパスワードはお客様に引き渡されたものとみなし、紛失のリスクはお客様に移転します。

第 12 条 所有権

- (1) 国内取引における本製品の所有権は、お客様が請求書に記載された全額を FLIP コンソーシアムに支払い、かつ、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書がお客様に納品された時点で、お客様に移転します。
- (2) 国外取引における本製品の所有権は、お客様が請求書に記載された全額を FLIP コンソーシアムに支払い、かつ、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が日本国での通関を終え、お客様の指定する日本国外の住所に納品された時点で、お客様に移転します。

第 13 条 検品

- (1) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの事務所において発送前に対象製品を検品します。

- (2) お客様は、本製品のプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を受領後 20 日以内にそれらの破損、汚損その他の欠陥の有無について確認を行い、サポート会員サイトへのログイン時の障害の有無について確認を行うものとします。
- (3) 前項に定める期間中にお客様が確認を終了しなかったとき、または確認結果を本製品を受領後 30 日以内に FLIP コンソーシアムに連絡しなかったときは、お客様は本製品が使用許諾契約の内容に適合したと同意したものとします。

第 14 条 不可抗力

天災地変、政府の命令もしくは抑止、戦争もしくは戦争状態、労働争議もしくはストライキ（FLIP コンソーシアムの従業員が関与しているか否かを問わない）、機械の故障、火災、事故、もしくは FLIP コンソーシアムが制御できないその他の事由が発生した場合は、FLIP コンソーシアムはそれにより、直接的または間接的に起因する製品の発送不能、もしくは契約履行の遅延に関して、責任を負いません。その場合、お客様は FLIP コンソーシアムより申し出があった場合は、使用許諾契約の解除または一時中止に応じるものとします。

第 15 条 免責

- (1) FLIP コンソーシアムは、本条件の履行にあたり適切な注意および技術を尽くすことを約諾するものとし、かかる注意および技術を尽くしていない場合に限り責任を引き受けず。
- (2) FLIP コンソーシアムによる本条件への違反または FLIP コンソーシアムが適切な注意および技術を尽くさなかったことにより生じた損失、損害もしくは費用（その性質および発生態様の如何を問いません）の請求に関する FLIP コンソーシアムの責任範囲は、いかなる場合であっても、本条件に基づきお客様が支払った購入代金相当額を超えないものとし、FLIP コンソーシアムは、逸失利益、将来の営業損失、生産の損失またはお客様が締結した契約の解除・取消を含め、間接的、特殊的、付随的または結果的損害に係る請求について責任を負わないものとします。

第 16 条 個人情報の取扱い

FLIP コンソーシアムは、お客様の氏名、住所、電話番号その他個人を識別することができる情報について、FLIP コンソーシアムのウェブサイト(<http://www.flip.or.jp>)内に規定するプライバシーポリシーに従い、十分な注意を払って取り扱うものとします。

第 17 条 標準時

本条件に関してお客様と FLIP コンソーシアムとの間で用いる日付および時刻は、日本標準時とします。

第 18 条 貿易条件

本条件に規定される全ての貿易条件は国際商業会議所の最新のインコタームズにより解釈されます。

第 19 条 準拠法および管轄裁判所

- (1) 本条件は、効力、解釈および履行を含むすべての事項について、法の抵触に関する原則の適用および国際物品売買契約に関する国際連合条約にかかわらず、日本国の法律を準拠法とします。
- (2) 本条件に関する紛争の解決については日本国の京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第20条 本条件の変更

- (1) FLIP コンソーシアムは、お客様の事前の許可および事前の通知なしに、本製品の仕様の変更することができます。
- (2) FLIP コンソーシアムは、お客様の事前の許可および事前の通知なしに、本条件の内容を変更、追加または廃止等の改定を行うことができるものとします。なお、改定以降にお客様が本製品の使用を継続した場合、お客様は改定後の条件に同意したものとします。
- (3) FLIP コンソーシアムは、本条件の内容を変更した場合、変更後の本条件および変更された条項の通知を FLIP コンソーシアムのウェブサイト(<http://www.flip.or.jp>)内において公開するものとします。

附則

本規約の制定施行：2018年8月31日